

火薬類の「貯蔵」に関わる火薬類取締法、同施行規則、関係告示の抜粋

○火薬類取締法(抄)

(貯蔵)

第十一条 火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。但し、経済産業省令で定める数量以下の火薬類については、この限りでない。

2 火薬類の貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

3 都道府県知事は、火薬類の貯蔵が、前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従つて火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができる。

(火薬庫)

第十二条 火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、火薬庫の構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 火薬庫の所有者又は占有者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による許可の申請があつた場合において、その火薬庫の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

第十二条の二 火薬庫の譲渡又は引渡があつたときは、譲受人又は引渡を受けた者は、火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十三条 製造業者又は販売業者は、もつぱら自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有しなければならない。但し、土地の事情等のためやむを得ない場合において都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第十四条 火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫を、その構造、位置及び設備が第十二条第三項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 都道府県知事は、火薬庫の構造、位置及び設備が、第十二条第三項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、火薬庫の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合するように、火薬庫を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

○火薬類取締法施行規則(抄)

(火薬庫外に貯蔵できる火薬類)

第十五条 法第十一条第一項 ただし書の規定により火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれぞれその下欄に掲げる数量(同表に掲げるその他の火工品にあつては、同表のその他の火工品の欄に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告示で定める数量)とする。この場合において、建設用びょう打ち銃用空包に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラムを超えるものにあつてはその空包の数量とし、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラム以下のものにあつてはその空包の数量二個を一個として換算し、(1)及び(7)に掲げる鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品に係る数量並びに(1)、(5)、(7)及び(8)に掲げるその他の火工品に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬の数量とする。

(別添1(規則第15条第1項の表))

○昭和四十九年通商産業省告示 第五十一号

(火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量)

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第十五条の規定に基づき、火薬庫外において貯蔵することのできる同条の表に掲げるその他の火工品の数量を次のように定めたので、告示する。

火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第十五条の表に掲げるその他の火工品の数量は、次の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の貯蔵するその他の火工品の種類の欄に掲げる数量とする。ただし、同表に掲げる火工品の種類のうち、二以上の種類の火工品を貯蔵する場合は、各火工品の種類ごとにその種類のみに係る貯蔵可能数量でそれぞれ貯蔵しようとする数量を除き、それらの商を加えた和が一より大となつてはならない。

(別添2(告示51号の表))